

障害基礎年金について

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。障害年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

障害の状態になった場合は、保険年金課またはお近くの年金事務所までご相談ください。

障害基礎年金を受け取るための3つの確認

①障害の原因となった病気やケガについて初めて医師または歯科医師の診療を受けた日が次のいずれかにあること

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる6歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
- ※厚生年金に加入していた方は、お近くの年金事務所へ。共済年金などに加入していた方は、初診日時点で加入していた共済組合などにご相談ください。

②初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること

- ※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。
- ・初診日のある月の前々月までの加入期間のうち全体の2/3以上保険料を納付または免除・猶予申請をしている方
- ・初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

③一定の障害の状態にあること

- ・障害認定日(※)または20歳に達したときに、国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級に該当する方

※障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内はその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

障害基礎年金の額(令和3年度)

- 【1級】 97万6125円+子の加算
- 【2級】 78万9000円+子の加算
- 子の加算
- 第2子まで 各 22万4700円
- 第3子以降 各 7万4900円
- 加算要件
- ・18歳になった後の最初の3月31日までの子
- ・20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子

問い合わせ先

- ・土浦年金事務所 国民年金課(土浦市下高津2-7-29)
- ☎029-825-1170
- 自動音声に従って【1】のあとに【2】をダイヤルしてください。
- ・保険年金課 医療年金係
- ☎68-2211(内線176)

水道料改定のお知らせ 茨城県南水道企業団

令和4年4月1日より水道料金を改定いたします。(平均で23%の改定となります。) 上水道をご利用いただいているお客様につきましては、5月ご請求分(4月使用分)からの適用となります。

料金改定の理由

高度経済成長期からバブル経済崩壊期にかけて集中的に整備された配水場や水道管などの水道施設の老朽化が進み、更新需要が急速に高まっています。さらに、近年懸念されている大規模災害の発生に備えるためにも水道施設の耐震化を進めなければなりません。

また、少子高齢化が進む中、水需要の減少や水道料金の収入減少が予測されます。こうした状況下で、今後も安定した水道事業経営を維持・継続し、水道をご利用される皆さまへ将来にわたり安全・安心な水道水を供給するため、料金を改定いたします。

料金改定の内容

料金を平均で23%引き上げるとともに、料金体系を口径別料金体系へ移行します。

●口径別料金体系への移行
 現行の「用途別料金体系」から、より公平性が高い「口径別料金体系」へ移行いたします。なお、従量料金につきましては、一般家庭への負担を軽減するため、通増制従量料金といたします。

●基本水量の廃止
 現行では、用途別に基本水量が設定され

ていますが、基本水量に満たない使用者の不公平感を解消するため、基本水量を廃止いたします。

1カ月の新料金表(税込)

口径	基本料金	従量料金 1mあたり(円)					
		第一段階 10m ³ 以下	第二段階 11~20m ³ 以下	第三段階 21~40m ³ 以下	第四段階 41~60m ³ 以下	第五段階 61~100m ³ 以下	第六段階 100m ³ 超
13mm	1,716円	27.5円	242円	308円	363円	407円	418円
20mm	1,881円						
25mm	3,025円						
30mm	4,488円						
40mm	8,085円						
50mm	12,837円						
75mm	30,635円						
100mm	55,440円						
150mm	132,000円	超過料金(使用水量1m ³ につき770円)					
臨時用	使用水量1m ³ まで770円						

▼お問い合わせ先 茨城県南水道企業団
 業務課料金係 ☎66-5132(直通)
<https://www.ibanananw.ne.jp/>

介護支援専門員(会計年度任用職員)の募集について

町では、地域包括支援センターの介護支援専門員(会計年度任用職員)として勤務していただける方を募集しています。

介護支援専門員の募集概要について

- ▼募集人員(年齢制限なし)
 介護支援専門員(会計年度任用職員) 1名
- ▼必要な免許・資格
 ・介護支援専門員資格
 ・普通自動車免許
- ▼任用期間
 採用から令和4年3月31日まで
 ※勤務成績により再度任用あり
- ▼業務内容
 ・介護予防マネジメント業務
 ・訪問および窓口において相談業務
- ▼報酬等
 ・時給額 1731円(昇給あり)
 ・通勤手当 通勤距離に応じて支給
- ▼加入保険
 雇用保険・健康保険・厚生年金保険・非常勤公務災害保険

- ▼勤務条件
 ・通勤日 月(金曜日)のうち週4日
 ・勤務時間 午前9時~午後4時30分
 ・休日 土日祝日、年末年始、年次有給休暇
- ▼応募方法
 ハローワークへ応募後、紹介状の交付を受けてから、福祉課(介護予防係)まで連絡のうえ、履歴書(写真添付)と紹介状を提出願います。
 後日、書類選考結果を連絡いたします。

▼問い合わせ先 福祉課 介護予防係
 ☎68-2211(内線130)



浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に發揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

浄化槽の維持管理について

- ▼保守点検(県に登録している保守点検業者に委託してください)
 - ・浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
 - ・10人槽以下の家庭用浄化槽は、3~4カ月に1回行う必要があります。
 - ▼清掃(市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください)
 - ・浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
 - ・年に1回以上(全ばっ気方式は6カ月に1回以上)行う必要があります。
 - ▼法定検査(県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会(☎029-291-4004)に申し込みをしてください)
 - ・浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
 - ・最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3~8カ月の間に1回行う必要があります。その後は毎年1回行う必要があります。
- ▼一括契約システム(契約を仲介する保守点検業者、清掃業者にお申し込みください)
 - ・法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。
- ▼単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換
 - ・単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
 - ・身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします
- ▼問い合わせ先(町)生活環境課
 ☎68-2211(県)県民生活環境部 環境対策課 ☎029-301-2666